

「エコドライブ活動実践セミナー2009（仮称）」の企画公募について

独立行政法人環境再生保全機構では、『エコドライブ活動実践セミナー2009（仮称）』を実施いたします。

つきましては、今回、業務を請負う業者の選定のため企画書を公募します。請負を希望する業者は、以下の募集要領に基づき、平成21年4月7日（火）までに企画書等を提出してください。

平成21年3月24日

独立行政法人環境再生保全機構 予防事業部環境改善課

「エコドライブ活動実践セミナー2009（仮称）」に係る企画募集要領

1. 目的

（独）環境再生保全機構が環境省とともに主催する「エコドライブコンテスト」は、平成21年度で6回目の実施となります。平成20年度は運送事業者を中心に3,860事業所、車両台数13万台超のエントリーがありました。平成21年度もさらなる参加事業所の拡大を図るために、地元地方公共団体と共に、主要地域において、「エコドライブ活動実践セミナー」を実施します。

本セミナーは、平成21年度エコドライブコンテストへの参加を促す内容としてコンテスト事業の紹介および説明を行うとともに、過去のコンテスト受賞事業所の事例報告や、地元地方公共団体の関連施策も紹介することで、来場者に対してエコドライブやエコドライブ活動の普及・推進を図ることも併せて目的とします。

2. 企画書及び見積書に記載する事項

「仕様書」（別添3）を参考し、以下の各事項に係る企画書及び見積書等を作成し提出してください。

なお、本件に係る予算は500万円（税込み）以下を予定しております。

- (1) スケジュール
- (2) 運営体制、組織体制
- (3) 『エコドライブ実践セミナー2009（仮称）』の展開内容
 - ・ 別添3の「仕様書」に記したとおり、基調講演者の提案、セミナー参加者募集に関する事前広報展開、また講演内容をセミナー参加者に理解いただくための運営上の工夫等について、具体的に企画提案いただく。
- (4) その他、運営等に必要と思われる事項

3. 問い合わせ及び説明会の開催日時

- (1) 問い合わせ先

独立行政法人環境再生保全機構
 予防事業部環境改善課 担当：小林、堀越
 所在地：〒212-8554 川崎市幸区大宮町 1310
 ミューザ川崎セントラルタワー8階

電 話：044-520-9567
 F A X：044-520-2134

(2) 説明会の開催日時及び場所

平成21年3月31日（火） 11:00～ 環境再生保全機構内 第三会議室B

4. 提出資料、提出期限、提出場所

(1) 提出資料

以下の資料を2部ずつ提出して下さい。また、（別添2）選定基準に沿って業者選定を実施しますのでご留意下さい。

①企画書

- ・ A4判で作成し提出すること。

②見積書（項目毎に経費明細書を添付して下さい。見積額には消費税を含みます。）

③過去の主な類似実績（エコドライブ普及に関する業務、コンテスト審査業務など）

④会社概要

⑤その他（御社が本業務を請け負う場合の利点などあれば明記して下さい。）

(2) 提出期限

平成21年4月7日（火）までの次の時間帯とします。（土曜日、日曜日を除く。）

午前10:00～12:00まで

午後 1:00～5:00まで

(3) 提出場所

資料は、次の場所へ持参するか郵送してください。郵送の場合も、提出期限内に提出場所へ必着とします。

独立行政法人環境再生保全機構

予防事業部環境改善課 担当：小林、堀越

所在地：〒212-8554 川崎市幸区大宮町 1310

ミューザ川崎セントラルタワー8階

電 話：044-520-9567

F A X：044-520-2134

(4) 審査会

審査に当たっては、提出された企画書について各社から15分程度のプレゼンテーションを実施して頂きます。なお、審査会の日時・場所は後日連絡いたします。

5. 企画にあたっての留意事項

(1) 講演者は、基調講演以外については基本的に機構から依頼するが、その後の講演

内容に関する打ち合わせ等は事務局を中心にセッティングする。よって、エコドライブに関する有識者である講演者との密な連絡調整が必要であるため、それに対応可能な実施体制が必要である。

(2) セミナーの大枠は仕様書に記載のとおりとするが、よりセミナーが有意義なものとなるよう、積極的に提案していただきたい。

6. 請負業者決定方法（予定）

- ・一次審査 4月上旬
- ・最終審査 4月中旬

(一次審査として提出資料による書類審査を行います。一次審査を通過した業者は、最終審査(プレゼンテーション形式)を行います。)

- ・業者決定 4月中旬

7 その他

(1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 企画書等提出物に、記載事項の不備があった者は失格とします。

(3) 採用、不採用については個別に連絡します。

以上

「エコドライブ活動実践セミナー2009（仮称）」企画の募集に係る
業者の選定について

公募により提出された企画書を基に、以下の方により、業者の選定を行う。

1 選定委員会

提出された企画書を公正に審査し、業者を選定するため、別添1のとおり「エコドライブ活動実践セミナー2009（仮称）に係る業者選定委員会」（以下、「選定委員会」という。）を組織し、当該業務に最も適した業者を選定する。

2 選定の基準及び方法

(1) 選定評価基準

別添2のとおり

(2) 選定方法

提出された企画書を「提出企画書一覧」（別紙様式1）にまとめ、以下の方で当該業務に適した業者を選定する。なお、選定委員会の運営詳細は、（別添1）の「4.運営方法」に従う。

① 企画書募集要領に沿って応募のあった企画書について、予防事業部環境改善課により別添2の選定基準に基づき審査を行なう（一次審査）。一次審査を通過する企画は3企画程度を想定している。

② 一次審査を通過した企画については、選定委員会のメンバーに対して、各業者が企画書に基づきプレゼンテーションを実施し、その内容について別添2の選定基準に基づき審査する。

③ 選定委員会において、審査対象となる企画書に関する提案業者からのプレゼンテーション審査の結果、その点数の最も点数の高い者を、請負業者を決定する。

以上

(別添1)

「エコドライブ活動実践セミナー2009（仮称）」に係る
業者選定委員会設置要綱

1. 目的

「エコドライブ活動実践セミナー2009（仮称）」に係る請負業者を適切に選定するため、「エコドライブ活動実践セミナー2009（仮称）に係る業者選定委員会」（以下、選定委員会という。）を設置する。

2. 所掌事務

選定委員会は、「エコドライブ活動実践セミナー2009（仮称）」に係る企画書募集要領に基づき応募があった企画書、見積書その他の提出資料を評価して、請負業者を決定するものとする。

3. 選定委員会メンバー

選定委員会は、以下のメンバーで構成される。

委員長	独立行政法人環境再生保全機構予防事業部長
副委員長	独立行政法人環境再生保全機構予防事業部環境改善課長
委員	独立行政法人環境再生保全機構予防事業部環境保健課長 独立行政法人環境再生保全機構予防事業部管理課長 独立行政法人環境再生保全機構予防事業部環境改善課主任専門役 独立行政法人環境再生保全機構経理部経理課長

- ※ 上記以外の者についても必要に応じて委員長により指名することができるものとする。
- ※ プレゼンテーション開催時に委員長不在の時は、プレゼンテーションの運営を副委員長が行い、その結果を委員長に報告する。

4. 運営方法

「エコドライブ活動実践セミナー2009（仮称）」に係る企画書募集要領に基づき応募があった企画書に基づき、環境改善課において、「企画書の審査表」（別紙様式2）に基づき一次審査を行う。一次審査において高得点を獲得した企画書上位3点程度について、選定委員会が審査対象となる企画書に関する提案業者からのプレゼンテーションを受け、「企画書の審査表」（別紙様式2）に基づき各委員ごとに採点する。

【採点基準】

優れている	5点
やや優れている	4点
普通	3点
やや劣っている	2点
劣っている	1点

上記採点結果を元に、以下に従って業者を決定する。

- (1)採点結果の平均点を算出し、その点数が最も高い者を請負業者とする。
- (2)平均点が同点の場合、次の基準で請負業者を選定する。
 - ①「優れている（5点）」の数が多いものを請負業者とする

- ②「優れている（5点）」の数が同数の場合は、「やや優れている（4点）」の数が多い者を請負業者とする
- ③「やや優れている（4点）」の数も同数の場合は、「普通（3点）」の数が多い者を請負業者とする
- ④「普通（3点）」の数も同数の場合は、「やや劣っている（2点）」の数が多い者を請負業者とする
- ⑤「やや劣っている（2点）」の数も同数の場合は、委員の多数決により請負業者を選定する

5. 庶務

選定委員会の庶務は、環境再生保全機構予防事業部環境改善課において処理する。

6. 委任

この要綱に定めるもののほか、選定委員会の運営について必要な事項は、委員長が別に定める。

以上

(別添2)

「エコドライブ活動実践セミナー2009（仮称）」
に係る業者選定基準

1. 本事業の目的を理解しているか
2. 広報ルートは計画的、かつ効果のある提案となっているか
3. 基調講演者の起用は、セミナーの内容にあったものとなっているか
4. 基調講演や事例発表等の内容が来場者に伝わるための工夫が十分になされているか
5. エコドライブに関して専門家である講演者や関係機関との連絡調整がスムーズに行える実施体制が構築されているか
6. スケジュール、及び経費は適切か
7. 不要な経費が計上されていないか。また、プラス要素及びマイナス要素となる、他に特筆すべきことがあるか

以上

(別紙様式1)

提出企画書一覧

番号	提出日	企画書提出者名	連絡先	見積金額(円)	審査結果
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					
11					
12					
13					
14					

(別紙様式2)

企画書の審査表

(企画書番号：) (企画書を提案した業者名：)

1	本事業の目的を理解しているか。 コメント _____	
2	広報ルートは計画的、かつ効果のある提案となっているか。 コメント _____	
3	基調講演者の起用は、セミナーの内容にあったものとなっているか。 コメント _____	
4	基調講演や事例発表等の内容が来場者に伝わるための工夫が十分になされているか。 コメント _____	
5	エコドライブに関して専門家である講演者や関係機関との連絡調整がスムーズに行える実施体制が構築されているか コメント _____	
6	スケジュール、及び経費は適切か コメント _____	
7	不要な経費が計上されていないか。また、プラス要素及びマイナス要素となる、他に特筆すべきことがあるか。 ※特筆すべきことが特にない場合は3点、プラス要素の場合は4点または5点、マイナス要素の場合は2点または1点を配点してください。 コメント _____	
合計点		

【総合コメント】

(注) 各審査項目ごとの配点の基準は次のとおり。

- 優れている…………… 5点
- やや優れている…………… 4点
- 普通…………… 3点
- やや劣っている…………… 2点
- 劣っている…………… 1点

合計点 氏名

仕様書

1. 事業の名称

「エコドライブ活動実践セミナー2009（仮称）」

2. 事業の趣旨及び目的

（独）環境再生保全機構が環境省とともに主催する「エコドライブコンテスト」は、平成21年度で6回目の実施となる。平成20年度は運送事業者を中心に3,860事業所、車両台数13万台超のエントリーがあったが、平成21年度もさらなる参加事業所の拡大を図るために、地元地方公共団体と共に、主要地域において、「エコドライブ活動実践セミナー」を実施する。

本セミナーは、平成21年度エコドライブコンテストへの参加を促す内容としてコンテスト事業の紹介および説明を行うとともに、過去のコンテスト受賞事業所の事例報告や、地元地方公共団体の関連施策も紹介することで、来場者に対してエコドライブやエコドライブ活動の普及・推進を図ることも併せて目的とする。

3. 開催概要

セミナーの概要は、別紙2による。

4. 業務の範囲(1) 『エコドライブ活動実践セミナー（仮称）』事務局の設置

セミナーの事前広報、問合せ及び参加申込みの受付等を行う。また、本セミナー実施に係る運営、会場との連絡・調整を行う。

(2) 講演者等の手配

講演の構成については別紙2の通りとする。

基調講演については開催地域なども踏まえた上で、講演者とその内容を合わせて提案いただく。

エコドライブコンテスト21年度募集案内については、エコドライブコンテスト事務局から説明することになるが、謝金及び旅費等の支払いは本セミナー事務局の範囲外とする。

基調講演及びエコドライブコンテスト21年度募集案内以外の講演者については当機構より依頼・手配するが、以降の連絡調整及び出演料等の支払いは本セミナー事務局が行う。

セミナーの進行は司会者が行うものとし、請負業者が手配する。

(3) 実施広報、及び参加者事前集約

セミナー参加者は、FAXや電話等を活用し、原則的に事前登録制とする。

会場は、各開催ともシアター形式で200名程度まで収容できるものを機関で確保する。その範囲でなるべく多く来場いただくため、セミナー事前広報を展開するほか、参加者の事前集約を事務局が中心となって行う。

なお、下記のほか、会場収容数の範囲でなるべく多くの参加をいただくための事前

広報展開について提案いただく。

①チラシ作成

各開催に合わせ、申込用紙を兼ねたA4判チラシ（両面）を1,000枚程度作成する。広報手段は、各自治体や地域トラック協会等を通じて行うこととし、機構とともに配布に関する調整を図る。

②各地域トラック協会会報への掲載

各地域トラック協会会員企業に向けた会報への掲載に向け、チラシ内容を元にA4版1ページ程度でデータを作成し、各開催自治体及び各地域トラック協会と掲載のための連絡調整を行う。

③その他

その他、開催自治体及びその周辺に所在のある企業を中心に、集客のための広報を提案いただく。

(4) 主催、後援団体及び関係機関との連絡調整

(3) に示したとおり、参加者募集及び集約等において、後援団体や関係機関と連絡調整を密に図る。

(5) 当日資料の調整、作成

事前に受け取った当日講演資料は、そのまま体裁を整えた上で当日資料として来場者に配布する。当日資料は、内容確認を当機構と行った上で印刷する。

(6) 当日の会場運営一式

当日来場者の誘導、講演者のアテンド、司会運営、照明音響操作、及びパワーポイントの操作等、一連の当日会場運営を行う。なお、会場手配は当機構が行っており、本事業の経費には見込まない。

(7) 来場者に対するアンケート調査

セミナーの満足度に関する来場者アンケートを実施し、実施報告書とともに取りまとめ後に提出する。

(8) 実施報告書の提出

全セミナー終了後すみやかに実施結果報告書3部を作成し提出する。

(入場者数、アンケート集計、記録写真、台本、運営マニュアルその他)

8. 実施に当たっての留意事項

- (1) 上記7.について、請負業者は基本仕様として実施することとするが、講演内容がセミナー参加者に伝わるための工夫（配布資料、投影パワーポイント資料、プログラム内容、セミナー運営方法、その他）について提案いただく。
- (2) セミナーの趣旨から、任意で通行人等への参加誘引を図るものではないため、そのような集客を図る企画を盛り込まないこと。
- (3) 来場者は200人程度までを想定しており、希望多数の場合は先着受付にする。
- (4) シンポジウム終了後の装飾物等の撤去及び会場内の清掃を行う。

9. その他

この実施要領に定めのない事項については、独立行政法人環境再生保全機構と請負業者との間で協議して定めるものとする。

なお、本イベント実施に必要な物品等の調達に当たっては、「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律」に基づき、可能な限り、環境負荷の低減に資する環境物品等の調達を行うこととする。

また、印刷物制作に関しては、「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律」に基づく、環境物品の調達の推進に関する基本方針（平成21年2月閣議決定）に定める20-2「印刷（1）品目及び判断の基準等」（別紙3参照）に従うものとすること。

「エコドライブ活動実践セミナー2009（仮称）」の実施について（案）

1. 目的

（独）環境再生保全機構が環境省とともに主催する「エコドライブコンテスト」は、平成21年度で6回目の実施となる。平成20年度は運送事業者を中心に3,860事業所、車両台数13万台超のエントリーがあったが、今年度もさらなる参加事業所の拡大を図るために、地元地方公共団体と共に、主要地域において、「エコドライブ活動実践セミナー」を実施する。

本セミナーは、平成21年度エコドライブコンテストへの参加を促す内容としてコンテスト事業の紹介および説明を行うとともに、過去のコンテスト受賞事業所の事例報告や、地元地方公共団体の関連施策も紹介することで、来場者に対してエコドライブやエコドライブ活動の普及・推進を図ることも併せて目的とする。

2. 実施箇所

東京都、埼玉県、茨城県、名古屋市、大阪府、岡山県、北九州市 の計7箇所を想定

3. 主催等

主催：独立行政法人環境再生保全機構
共催：地元地方公共団体
後援：（開催地域 トラック協会）

4. 日時

平成21年5月～6月 平日のうち1日（2～3時間程度）（共催地方公共団体と相談の上、決定）

5. 来場人数

100～200名程度

6. 会場

未定（共催地方公共団体と相談の上、決定）

7. プログラム（案）

（1）開会のあいさつ（5分）

- ・独立行政法人環境再生保全機構
- ・地元地方公共団体

（2）基調講演（30分程度）

- ・企画提案を受けたのちに講演者を決定

（3）エコドライブ活動事例紹介（20分程度）

- ・エコドライブコンテスト受賞事業所1～2社

（4）エコドライブコンテスト21年度募集案内（30分程度）

- ・平成21年度エコドライブコンテスト事務局より

（5）地元地方公共団体による独自施策の紹介

（6）その他

20-2 印刷

(1) 品目及び判断の基準等

印刷	<p>【判断の基準】</p> <p>①印刷用紙に係る判断の基準（紙類参照）を満たす用紙が使用されていること。ただし、冊子形状のものについては表紙を除くものとし、紙の原料にバージンパルプが使用される場合にあっては、その原料の原木は、伐採に当たって、原木の生産された国又は地域における森林に関する法令に照らして手続が適切になされたものであること。ただし、間伐材により製造されたバージンパルプ及び合板・製材工場から発生する端材、林地残材・小径木等の再生資源により製造されたバージンパルプには適用しない。</p> <p>②表1に示されたB、C及びDランクの古紙再生の阻害要因となる材料が使用されていないこと。ただし、印刷物の目的からやむを得ず使用する場合は、使用部位、廃棄方法を記載すること。</p> <p>③印刷物ヘリサイクル適性を表示すること。</p> <p>④オフセット印刷については、芳香族成分が1%以下の溶剤（動植物油系等の溶剤を含む。）のみを用いる印刷用インキが使用されていること。</p> <p>【配慮事項】</p> <p>①原稿入稿後から刷版作製までの工程において、デジタル化の推進等（DTP、CTP、DDCP方式の採用等）により廃棄物の発生が可能な限り抑制されていること。</p> <p>②印刷・加工工程上発生する損紙等のリサイクル率が可能な限り高いこと。</p> <p>③印刷版（アルミ基材のもの）のリサイクルを行っていること。</p> <p>④揮発性有機化合物の発生抑制に配慮されていること。</p> <p>⑤表紙の表面加工等への有害物質の発生原因となる物質の使用が可能な限り抑制されていること。</p> <p>⑥製品の包装は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。</p> <p>⑦紙の原料にバージンパルプが使用される場合にあっては、その原料の原木は持続可能な森林経営が営まれている森林から産出されたものであること。ただし、間伐材により製造されたバージンパルプ及び合板・製材工場から発生する端材、林地残材・小径木等の再生資源により製造されたバージンパルプには適用しない。</p>
----	---

- 備考) 1 本項の判断の基準の対象とする「印刷」は、紙製の報告書類、ポスター、チラシ、パンフレット等の印刷とする。
- 2 判断の基準②及び③の印刷物リサイクル適性の表示等については、古紙再生促進センター作成、日本印刷産業連合会運用の「リサイクル対応型印刷物製作ガイドライン」を参考とすること。
- 3 判断の基準③の「リサイクル適性の表示」は、次の表現とすること。なお、表示方法については、「リサイクル対応型印刷物製作ガイドライン」の検討結果を踏まえ、適切に見直しを行うものとする。
- ア. Aランクの材料のみ使用する場合は「紙ヘリサイクル可」
- イ. AまたはBランクの材料のみ使用（ア. の場合を除く）する場合は「板紙ヘリサイクル可」

ウ、CまたはDランクの材料を使用する場合は「紙・板紙ヘリサイクル不可」

- 4 調達を行う各機関は、印刷物作製の発注にあたっては、表2の資材確認票を参考とし、使用される資材等について確認を行い、リサイクル対応型印刷物の作製に努めること。なお、資材確認票の適用については、平成21年度を試行期間とし引き続き内容の検討を行うとともに、普及促進を図るものとする。
- 5 「芳香族成分」とは、JIS K2536に規定されている石油製品の成分試験法をインキ溶剤に準用して検出される芳香族炭化水素化合物をいう。
- 6 配慮事項④の「揮発性有機化合物の発生抑制に配慮」とは、次の配慮がなされていることをいう。
- ア、インキ及び塗料の揮発性有機化合物の含有量に配慮されていること。
 - イ、湿し水、洗浄剤及び廃ウェス容器等からの揮発性有機化合物の発生抑制対策を講じていること。
 - ウ、オフセット輪転印刷で熱風乾燥印刷の場合は、揮発性有機化合物排出処理装置（脱臭装置）を設置し適切に運転・管理していること。
- 7 配慮事項①から⑤については、日本印刷産業連合会作成の「日印産連『オフセット印刷サービスグリーン基準』及び『グリーンプリントイング（GP）認定制度』ガイドライン」を参考とすること。
- 8 紙の原料となる原木についての合法性及び持続可能な森林経営が営まれている森林からの産出に係る確認を行う場合には、林野庁作成の「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン（平成18年2月15日）」に準拠して行うものとする。
ただし、平成18年4月1日より前に伐採業者が加工・流通業者等と契約を締結している原木に係る合法性の確認については、平成18年4月1日の時点で原料・製品等を保管している者が証明書に平成18年4月1日より前に契約を締結していることを記載した場合には、上記ガイドラインに定める合法な木材であるとの証明は不要とする。

表1 古紙リサイクル適性ランクリスト

	【Aランク】	【Bランク】	【Cランク】	【Dランク】
	紙、板紙へのリサイクルにおいて阻害にならない	紙へのリサイクルには阻害となるが、板紙へのリサイクルには阻害とならない	紙、板紙へのリサイクルにおいて阻害になる	微量の混入でも除去することが出来ないため、紙、板紙へのリサイクルが不可能になる
① 紙	【普通紙】 アート紙／コート紙 ／上質紙／中質紙／ 更紙	—	—	—
	【加工紙】 樹脂含浸透紙（水溶性のもの）	【加工紙】 色紙（青または色の薄いもの）／ポリエチレン等樹脂コーティング紙／ポリエチレン等樹脂ラミネート紙／グラシンペーパー／インディアペーパー —	【加工紙】 色紙（赤、緑、黄または色の濃いもの）／ファンシーペーパー（表紙用等の特殊紙）／樹脂含浸紙（水溶性のものを除く）／硫酸紙／ターポリン紙／ロウ紙／セロハン／合成紙／カーボン紙／ノーカーボン紙／感熱紙／圧着紙	【加工紙】 捺染紙、昇華転写紙／感熱性発泡紙／芳香紙

② 印 キ 類	凸版インキ・平版インキ・スクリーンインキ全般	—	—	—
	グラビアインキ溶剤型 フレキソインキ溶剤型	グラビアインキ水性 フレキソインキ水性	—	—
	【特殊インキ】 リサイクル対応型 UV インキ (ハイブリッド UV インキ) / オフセッ ト用金・銀インキ / パ ールインキ / OCR イン キ (油性)	【特殊インキ】 UV インキ / グラビ ア用金・銀インキ / OCR UV インキ / EB インキ / 蛍光インキ	【特殊インキ】 感熱インキ / 減感イン キ / 磁性インキ	【特殊インキ】 昇華性インキ / 発泡 インキ / 芳香インキ
	【特殊加工】 OPニス	—	—	—
③ 加 工 資 材	【製品加工】 製本用針金、ホッチキ ス等 / リサイクル対 応型ホットメルト (難 細裂化 EVA 系ホッ トメルト / PUR 系 ホットメルト / 水溶 性のり)	【製品加工】 製本用糸 / EVA 系 ホットメルト		
	【表面加工】 光沢コート (ニス引 き、プレスコート)	【表面加工】 光沢ラミネート (PP 貼り) / UV コート、 UV ラミコート / 箔 押し	【表面加工】 クロス貼り	
	【その他加工】 リサイクル対応型シ ール	【その他加工】 シール (リサイクル対 応型を除く)	【その他加工】 立体印刷物 (レンチキ ュラーレンズ使用)	
④ そ の 他	—	【異物】 粘着テープ (リサイク ル対応型)	【異物】 ガラス / 金物 (製本用 ホッチキス、針金等除 く) / 土砂 / 木片 / プ ラスチック類 / 布類 / 建材 (石こうボード等) / 不織布 / 粘着テープ (リサイクル対応型を 除く)	【異物】 芳香付録品 (芳香剤、 香水、口紅等)

表2 資材確認票の様式（例）

御中					
作成年月日： 年 月 日					
件名：_____					
○○印刷株式会社					
印刷資材		使用有無	リサイクル適性ランク	分類	製造元・銘柄名
用紙	本文	○	紙ヘリサイクル可	上質紙	○○製紙／○○
	表紙	○	紙ヘリサイクル可	アート紙	○○製紙／○○
	見返し	○	紙ヘリサイクル可	アート紙	○○製紙／○○
	カバー	—	—		
インキ		○	紙ヘリサイクル可	平版インキ	○○インキ／○○
		—	—		
		—	—		
		—	—		
加工	製本のり	—	—		
	表面加工	○	紙ヘリサイクル可	OPニス	○○化学／○○
その他		—	—		

↓

リサイクル対応		判別
Aランクの材料のみ使用	紙ヘリサイクル可	○
AまたはBランクの材料のみ使用	板紙ヘリサイクル可	
CまたはDランクの材料を使用	紙・板紙ヘリサイクル不可	

(2) 目標の立て方

当該年度に調達する印刷（他の役務の一部として発注される印刷を含む。）の総件数に占める基準を満たす印刷の件数の割合とする。